

**居宅介護支援・介護予防支援  
契約書**

**医療法人仁雄会  
穂高病院 居宅ケアプランふるる**

利用者\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と穂高病院 居宅ケアプランふるる（以下「事業者」という。）は居宅介護支援・介護予防支援事業に関し次の通り契約を結びます。

#### 第1条（目的及び内容）

- 1.事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画・介護予防計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- 2.サービス内容の詳細は、「重要事項説明書」に記載のとおりです。

#### 第2条（契約期間）

- 1.この契約期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から、利用者の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。  
利用者の要介護認定等が更新又は区分の変更が認定された場合には、更新または変更後の要介護認定等の有効期間の満了日まで自動更新するものとします。
- 2.利用者が上記契約満了までに契約更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は自動更新するものとします。

#### 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者のサービス担当者として任命し、その選定又は交代にあたっては、事前に利用者へご案内させていただき了承を得ることを旨とします。

#### 第4条(居宅サービス計画等の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画等の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 事業者は、利用者及び家族に公正中立に当該地域における複数の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの情報を提供し、利用者の選択を求めます。
- (3) 利用者及び家族は複数の指定居宅サービス事業者等の情報を求めることができます。また、利用者及び家族は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (4) 前6月間に当該事業者において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着サービス事業者によって提供されたものが占

める割合等につき説明を行い、理解を求めます。

- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画等の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (7) その他、居宅サービス計画等の作成に関する必要な支援を行います。

#### 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画等の作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状況の変化に応じて居宅サービス計画等変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### 第7条（居宅サービス計画等の変更）

利用者が居宅サービス計画等の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画等を変更します。

#### 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画等の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- (1) 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第10条（居宅介護支援に関する記録）

- (1) 事業者は、指定居宅介護支援・介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（事故及び苦情に関する記録は5年間）保存します。

- (2) 利用者は、文書で申し込むことにより営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項の記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、文書で申し込むことにより当該利用者に関する第1項の記録の複写物について交付を受けることができます。
- (4) 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画等に関する書面を作成、利用者に交付します。

#### 第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援・介護予防支援に対する利用者の料金は重要事項説明書のとおりです。

#### 第12条（契約の終了）

- (1) 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供します。
- (3) 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ①反社会的組織に所属している場合
  - ②介護支援専門員が就業困難になるような暴言・ハラスメントがあった場合
  - ③介護支援専門員に対して暴力行為があった場合
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
  - ④利用者が死亡した場合

#### 第13条（秘密保持）

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、当該事業者に勤務していた職員が退職後、在職中知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議及び他サービス事業者等に対して、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

#### **第14条（賠償責任）**

事業者は、サービスの提供を伴って、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

#### **第15条（身分証携行義務）**

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### **第16条（相談・苦情等）**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援・介護予防支援又は居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### **第17条（法令順守）**

事業者は、利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

#### **第18条（本契約に定めのない事項）**

(1) 利用者及び事業者は、審議誠実をもって本契約を履行するものとします。

(2) 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### **第19条（代理人）**

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

#### **第20条（合意管轄裁判所）**

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、利用者（代理人による契約締結の場合  
は代理人）及び事業者が署名のうえ、各1通ずつ保有するものとします。

20 年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈代理人〉

住 所

氏 名

（ 続柄 ）

〈事業者〉

所 在 地	長野県安曇野市穂高 4303-1 北棟 2 階
事 業 者	穂高病院 居宅ケアプランふるる
管 理 者	和田 英三